

令和5年10月19日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条
第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除につ
いて

近畿経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20230915近畿第1号
令和5年10月18日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和5年9月14日付け20230912近畿第9号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定の解除事業者数：5事業者

指定旧供給地点群数：16地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
伊丹産業株式会社 (法人番号：5140001077993)	市島長者台ニュータウン
	安岡住宅地
	大昌ニューハイツ
	法隆寺緑ヶ丘
	大津田上団地
	城陽長池団地
坂本油化株式会社 (法人番号：5120001051760)	松風苑
イワタニ近畿株式会社 (法人番号：4120001163598)	トーメン天理住宅団地
株式会社キョウプロ (法人番号：2130001010388)	高砂台団地
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	溝口団地
	ダイケン網干団地
	賀目山団地
	県営小倉団地
	鴨居川団地
	住友西国分団地
	日本信販祝園団地